

# Feudal Loadship in Owari-han during Tokugawa Era (Part II)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/968">http://hdl.handle.net/2297/968</a>

# 尾張藩における「給人領」とその給人（後編）

梶 川 勇 作

## 1. 承前

前編（本誌、10号、1990、pp. 31-50）では、尾張藩の「給人領」とその給人の来歴について概観した。後編では、給人領の主要部である美濃領の給人のうち、明治維新まで給人領を維持した毛利・石河の両氏と木曾衆の知行地について論述する。その前に、給人領について要約しておく。

徳川義直（家康の第九子）が、慶長12年（1607）に甲斐（25万石）から尾張に移封され、その時の領知は尾張一円、石高48万石であった。それ以後、元和5年（1619）まで義直の所領はしだいに増加して、尾張藩領高は57万2千石となる。これが幕府から尾張家に付与された領高である。この領高の外に、尾張藩では、義直の尾張入封（1607年）から元和5年（1619）までに義直に新しく付属となった旧幕臣らの知行地（それは將軍の朱印状によって与えられた）が領知高に加えられている。これが尾張藩で「給人領」と呼ぶものであり、美濃・三河・近江・摂津の4カ国において、約4万9千石である。尾張藩の領知は6カ国にわたるが、尾張地方に給人領はない。尾張一国は慶長12年（1607）に義直に与えられたからである。尾張藩の領知のうち、三河領（5千石）は渡辺氏、近江領（1万石）は玉置・本多両氏、摂津領（233石）も石河氏の給人領だけである。一方、美濃領（12万7千石）の約三分の一（3万9千石）が給人領である。給人領の8割が美濃にあった。美濃の給人領の地頭は13家と木曾衆であったが、享保年間までに、その大半が断絶するか、知行替えによって給人領を失っている。それらについて略述する。

まず絶家である。奥平主馬は家康から安八郡氷取村（現・安八町）と石津郡多良三郷（現・上石津町）に高501石の領知を与えられていたが、その長男・弾兵衛が義直の奥番であったので、元和2年（1616）主馬も尾張藩に付属した。しかし、慶安元年（1648）、足軽頭の弾兵衛は東海道金谷宿本陣で腰物奉行の上田長兵衛に切り殺され（文献(12)241）、家は断絶、その知行地は蔵入となった（文献(1)753）。

酒井両家は可児郡池田・中ノ郷の2カ村（いずれも、現・多治見市）に1500石の領地を有した。元和元年（1615）、尾張藩に付属替えとなるが、寛文4年（1664）に跡継ぎがなく、改易され、両村は蔵入地となった。

幕府旗本・稲葉正定（その義母は春日局）は父の旧領の一部・本巢郡十七条村（現・巢

南町)千石を与えられて居住したが、慶長19年(1614)家康の命により尾張藩に付属した。正定の孫・正上には跡継がなく、延宝2年(1674)に断絶し、十七条村は蔵入地となった(文献(16)289、299)。これと同族の稲葉方通は、関ヶ原の合戦で功をたて、加茂郡野上村(現・八百津町)を含む5カ村に高4423石を与えられた。元和3年(1617)に尾張藩に付属した。その曾孫・良通には子がなく、従兄弟の屋通が跡を継ぎ、野上村のみを給与された。しかし、延宝4年(1676)に病死し、彼にも子がなく、家は断絶し、野上村も蔵入地となった(文献(9)633、(10-4)531-2)。

加茂郡上飯田村(現・八百津町)に350石を給与されていた家康の鷹匠・西尾喜兵衛・文蔵の兄弟は、慶長17年(1612)に尾張藩主・義直の御手鷹匠となった。二代目・喜兵衛も鷹匠であったが、喧嘩をしたため、尾張藩を退去し、絶家となった(文献(1)346)。文蔵家の四代目は養子で、享保10年(1725)に知行替えとなり(文献(10-1)153)、上飯田村の給人領はなくなった。

もっと早い時期の知行替えは土岐氏である。大野郡西黒野村(現・大野町)と山県郡伊自良村長瀧(現・伊自良村)に合わせて高500石の知行地を与えられていた土岐氏は、元和元年(1615)に尾張藩に付属替えとなった。正保2年(1645)尾張藩の高概しという税制改革の際に土岐氏は知行替えとなり、これらの給人領を失った。

これと同時期に知行替えになったが、後に旧給人領を再給与されたのは津田氏である。慶長17年(1612)津田吉兵衛は、家康から安八郡高田村(現・平田町)と山県郡梅原村(現・高富町)に千石の知行地を賜った。しかし、二代・信正の正保2年(1645)に、尾張海東郡二ツ寺村、花正村(ともに現・愛知県美和町)に替地となって、旧領は蔵入地とされた。この時点で給人領でなくなったが、津田家では願出により宝暦元年(1751)以降、旧給人領を再び知行した(文献(1)766-7)。これはもう普通の知行地である。

旧給人領を叔父が継いだのは石黒氏である。石黒氏の給人領は、池田郡山洞村(現・池田町)と安八郡海松村(現・輪之内町)・二ツ木村(現・墨俣町)の高500石である。大坂の役の後、慶長19年(1614)尾張藩に付属して、知行地の海松村に居を構えた。元禄15年(1702)四代・重職が乱心自殺、子がなく、知行地は藩に没収された。しかし、その叔父・重継は番頭になり、知行千石に加増された宝永5年(1708)甥の旧領地を給知され、海松村を在所とした。これはもう給人領ではない。

最後は、幕府旗本領に戻った例である。滝川豊前守忠征は加茂郡内の山本村(現・美濃加茂市)など5カ村に700石の給人領を持っていた。これは、秀吉の元家臣であった彼が関ヶ原の合戦後に家康に召し出されて、与えられた知行の一部である。元和2年(1616)に尾張藩に迎えられて、知行6千石となり翌年から家老となった(文献(12)207)。寛永12年(1635)の死後、遺領のうち尾張の知行は次男・時成(尾張藩士)が継いだが、美濃の給人領は長男の子・直政(旗本・美濃山本滝川氏)に与えられ、旗本領となった。

こうして、美濃の給人領の地頭のうち、享保年間以降も給人領を維持したのは、毛利・石河の両氏と木曾衆だけであった。これらの給人について論述する。

## 2. 毛利氏

毛利家の始祖は源義家の六男・義隆で、相模国愛甲郡毛利荘（森荘とも書いた。現・厚木市北部と愛甲郡愛川町）を知行し、毛利氏を名乗った。義隆の六世の孫・広秀は尾張国中島郡石田郷（現・羽島市）に居を構え、その子孫は、土岐氏・斎藤氏・織田氏に属した。尾張を領国とした織田信雄は天正11年（1583）毛利広盛に石田郷を宛がう旨の書状を与えているが、広盛は翌年、人質を出して秀吉に属し、小牧・長久手の合戦後、石田・東方・野原・大藪・八神桑原の本知分（1160貫文）と奥村城屋敷・加賀野井・中野の新知分（1000貫文）の合計2160貫文の朱印状を秀吉から与えられた（文献（8-1）1）。当時の毛利氏の居城については、安八郡大藪（現・輪之内町）説もあるが、初め石田村（現・羽島市）に住み、後に八神村（現・羽島市）に移住したものと思われる。大藪が毛利氏の在所でなかったと考えられる理由は次のことである。天正17年（1589）、秀吉が美濃一国検地後に行った知行替えの際に、増田長盛から伊藤加賀守へ「毛利掃部方知行分之事、まへよりの居住之廻にて相渡さるべき旨、御意候間、其御意心得候て、居られ候在所廻りにて御渡し有るべく候」との秀吉の意志が伝達され（文献（9）97）、同年11月の伊藤伊賀守からの知行村渡状に「御手前御知行之儀付、…大須・八上・同川東野方共に渡申候、出米之儀は、石田村之内を以…可有御渡候」（文献（8-2）1）とあり、大藪は除外されているからである。関ヶ原の合戦後の慶長5年（1600）11月、家康から本知を安堵され、高3057石を領知した。その内訳は石田（一之枝共）1408石、大須700石、八神600石、城屋敷179石、東方170石である（文献（16）294）。この東方村の知行高170石は天正12年（1584）の150貫文であったから、1貫文はほぼ1石に当たると推定されている（文献（9）627）。この時の知行は、天正17年（1589）の知行地を踏襲したものであろうが、天正12年（1584）の給知とはかなりの異動がある。この間に木曾川大洪水と美濃・尾張国境の変更があったことと関係があると思われる。

この一帯は、天正年間以前は尾張の海西郡・中島郡・葉栗郡の一部であった。美濃・尾張国境の木曾川は現在の境川を流れ、墨俣川に合流していたからである。ところが、天正12年（1584）6月の木曾川大洪水、いわゆる草井の吹抜けで木曾川の主流路が大きく尾張側に切れ込んで河道が変わり、郡内は東西に分断され、同17年（1589）の美濃一国検地が実施された頃には国境も変更して、尾張の葉栗郡62村、中島郡31村、海西郡43村が美濃側に移された。この時以降、美濃では葉栗郡の表記を羽栗に書き改めた。

慶長19年（1614）、大坂冬の陣には家康は毛利広盛を木曾衆とともに尾張藩主・義直に随軍させ（文献（11）26）、元和元年（1615）木曾衆と一緒に尾張藩に付属させた。翌2年、広盛が死亡し、次男・広義が遺領を継いだ。これとは別に元和6年（1620）、三男・広重に700石が給知された（文献（8-3）178）。その知行地は美濃の中島郡飯柄、尾張の知多郡矢田、岩屋寺、松原、海東郡新屋、丹羽郡高屋、春日井郡須賀口である（文献（8-2）340）。散在していること、および岩屋寺村（現・南知多町）の外は村の一部である点で、本家の知

行地とは異なる。ただし、この分家は断絶する。

毛利氏三代・広豊の時代、尾張藩では正保2年（1645）に税制改革とそれに伴う全面的な知行替えが行われる。その際、毛利氏は「知行所を望、或在所を直に拝領之輩」の一人であった（文献(13)85）。以前からの在所・中島郡八神村（現・羽島市桑原町八神）を拝領すると同時に、木曾川左岸の中島郡4カ村（拾町野、三拾町、馬飼、川東）の知行地を蔵入地に差し出し、より上流の右岸・羽栗郡4カ村（小荒井、市場、島、南之川）の土地と交換した（文献(1)710）。前者の村々が在所・八神の対岸で不都合であったと思われる。また結果的に、この交換で知行地の実質の石高が増加した。第1表において、拾町野以下4カ村の元高647石が小荒井村以下4カ村の元高731石に増えているのがそれである。明暦2年（1656）の覚書（文献(8-4)116）には、正保2年（1645）に毛利氏「本知行之内、

第1表 毛利氏の知行高・旧知行高  
明暦2年（1656）（石、人）

本領	概高	元高	平均年貢率	人口	現在地
中島郡 石田村	856.455	700.000	0.4894	278	羽島市
同 大須村	347.997	650.000	0.2141	98	同
同 八神村	789.024	959.518	0.3289	425	同
中島郡 3村計	1993.476	2309.518	0.3453	801	羽島市
正保2年以降	概高	元高	平均年貢率	人口	現在地
羽栗郡小荒井村	380.385	350.273	0.4343	175	羽島市
同 市場村	136.207	92.604	0.5880	227	同
同 島村内	329.710	282.408	0.4670	144	同
同 南之川村内	5.833	5.521	0.4226	69	同
羽栗郡 4村計	852.135	730.806	0.4664	615	羽島市
正保2年まで	概高	元高	平均年貢率	人口	現在地
中島郡拾町野村	197.751	197.051	0.4014	59	愛知県祖父江町
同 三拾町村	66.895	150.000	0.1783	31	同
同 馬飼村	560.490	250.000	0.8966	149	同
同 川東村	26.687	50.000	0.2135	339	同
中島郡 4村計	851.823	647.051	0.5266	578	愛知県祖父江町

資料：美濃国尾張領村々覚書（岐阜県史・史料編・近世4、pp. 57-173）

注：人口は慶安2年（1649）の村人口。

馬飼村・拾丁野村・三拾丁村・川東村替地に罷成候時、四つ概高にて替地渡申候故…元高多渡り申候へとも、概高之都合は替地と相違無御座候、右四ヶ村にて元高多渡候分は、込高に罷成、（毛利）源六元高三千石にて、前々之通諸役仕候」とある。この事は「毛利縮高」と呼ばれ、「正保二酉年概之節、毛利源六先知行概免五ツ七厘五毛に候処、替地にて被遣候村々概免四ツ四分一厘二毛に候故、免にて六歩六厘二毛縮候て右村々相渡る。但、先知は馬飼、三拾町、川東も先知之内に相見候。其外、八神・石田・大須等も先知にて相

渡る」という（文献(16)383）。正保2年（1645）以降、毛利氏の在所と知行地は明治維新まで変わらない。

毛利氏は元禄以前には、普請役が「半役」であり、それ以降も他の藩士より優遇されている。すなわち、元禄6年（1693）8月24日に「命令曰、来戌春より普請役五割増可上納、且御国役而無役之輩可出半役、半役之輩可出本分役との御事也。所謂 渡辺半蔵、石河党、毛利党、横井党、御旗奉行、御鑓奉行、御弓矢奉行、大番小頭等」(文献(12)290)とされているから、元禄以後も渡辺氏、石河氏とともに、普通の藩士の三分の二の普請役で済んだのである。

毛利氏は寛延3年（1750）以降、幕府領預所を支配した。その預所は中島郡午北新田・午南新田（現・羽島市上中町午北・同市桑原町午南）、石高計1357石であった。そこは石田村・大須村の村添草野であったが、元和元年（1615）、毛利氏の知行地の石田・大須両村が尾張藩領に編入されてからも幕府領であった。寛永期よりそれぞれ岩田勘左衛門新田・大橋太郎右衛門新田と称したと伝えている。正保2年（1645）の美濃国郷帳では、野年貢として小物成米100石を課せられている（文献(9)315）。それは尾張藩「地方古義」(文献(16)289)に次のように記載されている。

「慶長・元和年間、濃州給人附にて渡る村々之内、石河伊賀・毛利源内・稲葉右近知行之内には、山・野年貢、公義え納候分有之、御国方旧記にも相載候、当時は笠松え相納候也則、寛延二巳年、笠松御郡代青木次郎九郎殿より公義御勘定所え書上候趣、左に記。

一、米百石 野年貢 尾張殿領 石田村 大須村 是は年々三分一直段に二斗五升高を金納仕候、尤、尾張殿御内毛利源内家来、私役所え持参仕、相納候。（略）

右は当時、私役所え相納候他領小物成村々納方、書面之通御座候。下略。

巳七月 青木次郎九郎

右は延享年間、石田・大須野年貢場新田開発之旨にて、百姓より検地之儀、奉行所え直訴有之に付、御吟味之節、如此、笠松より書き上被申由」である。

寛延3年（1750）に検地が行われ、その年の干支から午北、午南新田と名付け、毛利氏の預所となったが、それ以前から毛利氏の家来が野年貢金を徴収し、幕府笠松陣屋に上納していた。幕府領預所を尾張藩ではなく、一藩士の毛利氏が支配することは極めて異例であるが、それは毛利氏が元幕臣であったことによる。預所の支配が面倒であったことは、毛利氏が寛延4年（1750）に幕府に出した窺書（文献(8-2)743-8）から推測されるが、毛利氏は預所支配を名誉なことと考えたであろう。それは元幕臣であった証しであるからである。

### 3. 石河氏

石河氏の遠祖は摂津国から康平5年（1062）、奥州石川郡泉莊（現・福島県石川町）に移り住み、石河氏を名乗った源有光である。その子孫・光治は承久の乱（1221）の勲功により美濃厚見郡市橋莊（現・岐阜市）の地頭となって、以後代々莊内の加賀島（現・岐阜市

鏡島)に拠った(文献(10-1)73)。

光延の時、織田信長に仕え、その子・光重は豊臣秀次に従った。光重の長男・光元も秀吉に仕え、播磨龍野城主となり、播磨・淡路・摂津のうち5万3千石を領知したが、関ヶ原の合戦では西軍に属した。その子・光忠は慶長6年(1601)に父が死去した時、まだ8歳で伏見にいた。彼の生母が家康に仕えていたため(文献(2)122)、相応院(初代藩主・義直の生母)に養われる。慶長13年(1608)駿府の家康に召し出され、同15年(1610)美濃(34カ村、9776石)と摂津武庫郡(2カ村、233石)に1万石を給され、山県郡植野村(現・関市植野)に住んだ。この家康の朱印状に姓が石河と書かれていたので、後それを正式の姓とした。ついで同17年、尾張藩主・義直に付属替えとなり、元和元年(1615)、石津郡市之瀬(現・上石津町一之瀬)を在所とした。光忠は長男・正光に7300石、次男・宗直に2000石、三男・忠昌に1000石を分けた。嫡子伊賀守正光は寛文9年(1669)、在所を名古屋に近い中島郡駒塚(現・羽島市竹鼻町駒塚)に移した。慶安5年(1652)以後、家老(年寄)となり、子孫も多くこの重職につくことになる。

石河氏の知行地はほぼ固定されていたが、替地がなかったわけではない。元和8年(1622)石河氏の所領の安八郡大樽・塩喰両村(489石)と幕府領の池田郡岡・岡嶋・片山・溝尻4カ村(489石)とを交換している(文献(8-2)68)。この替地の理由は不明であるが、「其段、(幕府代官)岡田将監殿より(石河)市正え申来、証文に当納共に被下候由、御詮に候との書面と云々」(文献(16)294)という。また、延宝6年(1678)、「石河伊賀守殿知行所水損場に付、高三千石程替可被下由、御意に付、替地割、御国奉行衆より御老中え出候処、伊賀守御じたひにて相止候、然る処、同八申どし、市之瀬村に金山出来に付、市之瀬村(現・上石津町)・飯田村(現・養老町)を伊賀守殿御受無之に付、申年は市之瀬村之物成として御蔵米六百四十八石九升四合、相渡り申候、翌酉之春、市之瀬村・飯田村之替地に、神野・高野・小知野三ヶ村、野山共に伊賀守殿え渡り申候。右金山相止候、其後、元禄十四巳年、伊賀守殿旧知も戻」ったこともある(文献(16)296)。

濃州徇行記(文献(1))によると、石河氏の美濃の知行地は36カ村に亘っていた。そのうち、26カ村はその村一円が尾張藩領で、かつ一円が石河氏の給知である。その他の10カ村を第2表に掲げた。多芸郡飯田村(現・養老町)は一円が尾張藩領であるが、685石の石河氏の知行の外に、榊原氏の給知20石と蔵入地137石が混じっている。石河氏の知行分は給人領、つまり幕府から石河氏に給与された朱印知行地であり、他は元和5年(1619)に尾張藩に加増された美濃5万石の一部である(文献(1)809)。「御蔵入百姓別して貧戸なり、家も僅に四戸也。…石河氏采地家五十四戸…。此村頭百姓…皆石河氏百姓」である(文献(1)810)。

蔵入地は安八郡成田村(現・海津町)にもあるが、この村には旗本青木氏の知行もあった。つまり、旗本領との立合である尾張藩領が蔵入と給知に分かれている。この村は3つの集落に分かれ、上の郷が石河氏の采地(百姓61戸)、中の郷が蔵入地(百姓20戸)、下の郷は青木氏の領知であった。上の郷は、「早年ならでは田実がたし、因て御代官、地方吟味

第2表 石河氏の他領立合の村  
寛政年間 (石)

郡名	村名	村高	石河氏知行高	立合領
多芸	飯田	842	685	蔵入 137・榊原氏給知 20
安八	成田	2,048	867	蔵入 191・旗本領 991
大野	下岡島	86	75	旗本領 11
池田	片山	1,275	22	旗本領 651・大垣藩領 602
池田	大門	303	58	大垣藩領 245
池田	溝尻	270	8	大垣藩領 262
厚見	萱場	245	42	加納藩領 203
方県	鷺山	631	381	加納藩領 250
中島	大浦	447	298	幕府領 149
安八	勝	834	12	幕府領 822

資料：『濃州徇行記』一誠社（昭和12年）

注：石高は元高。村高は『旧高旧領取調帳・中部編』による。

役巡検して三役銀引高の事を取扱来れり、其時は石河氏より庄屋を以て饗応ありしが、寛政五丑年石河氏領知一統給知に准じ知行と唱ふべき旨尊名により執事改り饗の事御代官より断の上やめり」という（文献(1)771）。

残りの8カ村には蔵入地はなく、石河氏の知行地と他領（幕府領、旗本領、他の藩領）との立合である。最も複雑なのは池田郡片山村（現・池田町）で、その村高は、わずか22石の石河氏の給知と大垣藩領(602石) および3氏の旗本領（加藤氏371石、日根野氏183石、別所氏97石）の5給支配が正保年間以来、続いている（文献(20)302）。この村は「五ヶ村にわかる。石河氏の知行は田中と云村に属せり、只百姓は四戸あり、貧民なり、その餘他領に付ては一体大郷故村立よき所」であった（文献(1)609）。石河氏の知行がもっと少ないのは池田郡溝尻村（現・揖斐川町）で、石河氏の8石以外は幕府領（262石）である。この村には石河氏の百姓が1戸あったが、その8石（4反2畝）の耕地は南隣の同じく大垣藩領と立合の大門村（現・揖斐川町）の住民が保有していた（文献(1)616）。安八郡勝村（現・平田町）の石河氏知行もごく少なく、幕府領「笠松支配処入合にて、…石河氏采地百姓僅かに二戸ありて男女十五人ほどあり、馬はなし、二戸共に小百姓なり、田畠も笠松支配地と入交り」、10カ所ほどに分散していた（文献(1)764）。大野郡下岡島村（現・揖斐川町）は、旗本岡田氏との立合の村で、石河氏采地の百姓は45戸である。その「庄屋傳吉と云者今小家なれども古き百姓にて…古は被官の者二十人ほどありしが今其末孫村中に四十人ほど」という（文献(1)613）。

石河氏は尾張藩で「万石以上」の五家の一つ（他は成瀬・竹腰・志水・渡辺の四氏）である。他の四家と同様に、江戸にも屋敷があった。それは牛込馬場下横町（現・新宿区喜久井町）で、根来組の東、志水家と向い合せである（文献(15)190、(19)186）。名古屋では、上屋敷は東大手門の前、下屋敷は出来町、蔵屋敷は日置橋、新屋敷は前津にあった（文献

(15)190)。在所は木曾川の右岸・安八郡駒塚村（現・羽島市竹鼻町駒塚）である。その南西約10キロの揖斐川左岸の同郡今尾（現・平田町今尾）が竹腰家の在所であり、両者のほぼ中間に前述の毛利氏の在所・八神（現・羽島市八神）があった。これらの在所の配置は尾張藩領の西方の防衛を考慮したものであろう（文献(21)16）。

万石以上の五家のうち、石河氏の知行地は、給人領だけであり、それゆえ尾張部には全くなく、全て美濃・摂津にあった点で特異である。成瀬・竹腰・志水の3氏は給人領を持っていないし、渡辺氏の知行1万石のうち給人領は三河寺部（現・豊田市寺部町）周辺20カ村5千石だけであったからである。五家はいずれも旧幕臣であるが、石河氏のみは幕府から与えられた知行地だけで、尾張藩主から給された領知はない。そのため、その知行地については、尾張藩で特別扱いされていた。寛保3年（1743）までの「濃州郡方役所根居書出帳」に次のように記されている（文献(18)31）。

「石河氏知行地からの堤銀・伝馬銀の徴収は2割引きにすることが享保15年（1730）に決められた。石河氏知行地については、堤銀、伝馬銀、山伏冥加銭、洪水時の堤防決壊の4件以外は石河氏が通知するので、郡役所はしなくてもよいことが享保6年（1721）に決められた。その後、堤銀・伝馬銀も石河氏が直接に取り立てることになったので、通知の全てを石河氏が行うことになった。いつこれが決定されたかは知らない。また享保10年（1725）に石河氏からの申出により、石河氏知行所の百姓を郡役所に呼び出す必要のある時は、まず石河氏の家来に連絡して、石河氏屋敷へ百姓を呼び寄せてから郡役所へ出頭させることになった」という。

尾張藩「地方古義」にも次のようにある（文献(16)319）。「石河氏知行所の高札については、宝永8年（1711）の調査において、郡役所では取り扱わずに国奉行から直接に石河氏に指示することになっている。享保12年（1727）に、石河氏の知行所における高札と美濃街道の境杭は石河氏の名前で建てることになった。また、石河氏知行所では、百姓の助成のための市場開設、商売、物真似、人形繰芝居、相撲興行は石河氏が望めば直ちに許可されることが享保11年（1726）に決定され」、石河氏の在所・駒塚の定期市はこの年に開設されているのである。

こうした特別扱いは、そこが朱印知行地であったことによるが、藩内部から批判されることもあった。たとえば、明治の「王制復古の際、当主（石河）佐渡君、恩を忘れ、累世奉仕の藩を蔑視し、当初東照公の賜へる朱章を捧て、幕府旗下に准せられん事を朝家に請ふ。天朝を以之を覽る時は、王土皆臣たるを以、允許せらるゝと雖、然而一日の傭主猶恩あるの謂を以する時は累世の臣、豈然哉。不臣名、天地と共に朽さるべし」（文献(11)312）と言われた。

#### 4. 木曾衆

木曾衆とは、山村・千村両氏を頭目とする木曾氏旧臣のことである。家康は関ヶ原合戦後の慶長5年（1600）10月、戦功のあった木曾衆に美濃の可児・恵那・土岐3郡内に1万

石（木曾氏の旧領下総国海上郡1万石の替地）を与え、さらに木曾谷の領有を辞退した替地として、翌年2月に6200石を可児・土岐両郡に給し、合わせて16200石を木曾衆の知行地とした。

山村甚兵衛の父・道祐は木曾代官に任じられ、木曾谷と飛驒川、木曾川を支配した。慶長7年（1602）10月に病死すると甚兵衛がその職を継ぎ、木曾福島に居住し、中山道福島関所と贄川番所等を警護した（以下、単に山村氏と略称する）。元和元年（1615）、木曾谷の尾張藩主・義直への加封に伴って、山村氏は幕府管轄である福島関所の守衛の任を続けながら、尾張藩に付属し、他の木曾衆（幕府旗本にとどまった釜戸馬場氏を除く）も、これになった。千村平右衛門も、元和5年（1619）秀忠の命で尾張藩への付属を承諾し、彼もまた伊那郡1万石の預所支配の任務を続けた（以下、単に千村氏と略称する）。千村氏は可児郡久々利（現・可児市）に屋敷を与えられ、木曾衆も千村氏とともに久々利に住むことになった（これを九人衆という）。

寛文年間に九人衆と千村氏との紛糾が生じ、九人衆は名古屋へ移住することになる。すなわち、寛文5年（1665）、「諸士宗門一札を始めらる。其頭支配あるものは、頭支配へ出し、久々利の輩は千村、山村へ賜ふ処の配分地なれば、兩人を触流しとせられたり。爰に彼士此旨を肯せず、終に本末葛藤を生じ、向後名古屋に出て、一般の諸士同様に奉公を請ふに至れり。公之を許され、本年（寛文5年）より来る九年までに、追々邸地を賜ひ、名古屋に移る」ことになった（文献(11)152-3）。寛延3年（1750）以降は、彼らの願いによって在所御暇の名目で1年間に30日ずつ久々利へ帰ることが許され、特別の場合は60日までの休暇が与えられた（文献(9)632）。

尾張藩では正保2年（1645）に「四ツ概し」が実施され、全面的な知行替えが行われたが、木曾衆は石河氏、玉置氏、稲葉氏といった給人領の地頭とともに、その適用を除外された。また三役銀についても、「千村・山村知行所夫銀は不出、堤・伝馬銀は出す」であった（文献(16)255）。

明暦2年（1656）の資料（文献(8-4)157-62）によると（第3表）、木曾衆の知行地は、東美濃地方の可児郡6カ村、恵那郡7カ村、土岐郡4カ村の3郡17カ村に互っている。現在の市町村でいうと、中津川市・瑞浪市・恵那市・可児市・御嵩町・八百津町である。17カ村のうち恵那郡茄子川村（現・中津川市）が、元木曾衆の旗本・釜戸馬場氏との立合である以外は、木曾衆の一円知行地である。17カ村における木曾衆11家の分領については、次の点が指摘できる（第3表）。

- (1) 村高の多い4カ村（上ノ郷、久々利、日吉、茄子川）は7、8家に分けられている。
- (2) 一方、単独の一円知行は、千村次郎右衛門の半原の外は、山村氏の中津川、手金野てがのと千村氏の比衣、大森、駒場である。
- (3) これらを含めて、山村氏と千村氏の知行村はともに13カ村にわたる。
- (4) そのうちの5カ村（久々利、大湫、寺河戸、落合、千田林）では、同じ石高の知行を持っている。

第3表 木曾衆の村別知行高  
明暦2年(1656) (石)

郡名	村名	山村 甚兵衛	山村 八郎左衛門	山村 一学	千村 平右衛門	千村 助右衛門	千村 次郎右衛門	千村 又八郎	千村 九右衛門	原 十郎兵衛	原 藤兵衛	三尾 左京	計
可児郡	上ノ郷	785		250	835			153	110	172	77		2382
同	羽崎	874								461			1335
同	比衣				469								469
同	久々利	400	14	200	400	170		6	90			114	1394
同	大森				849								849
同	伊岐津志	200	100	50	150		300						800
土岐郡	大湫	55			55								110
同	日吉	845	85	70	160	385		141		5	123		1814
同	半原						181						181
同	寺河戸	25			25								50
恵那郡	落合	240			240								480
同	中津川	1335											1335
同	駒場				772								772
同	千田林	125	300		125								550
同	正家	200			400							300	900
同	手金野	447											447
同	茄子川	350		130	125	145	119			157		85	1111
合計		5880	500	700	4605	700	600	300	200	795	200	500	14980

資料：「美濃国尾張領村々覚書」『岐阜県史・史料編・近世4』pp. 155-62.

(5) 九人衆は2～5カ村に知行地がある。

相給の村では、給人にはそれぞれの知行の耕地が特定されるだけでなく、百姓も一人の給人に属するものとされた。それが判明する資料として、弘化2年(1845)の正家村人別改帳(文献(8-4)355-61)がある。この村の村高(900石)は千村氏(400石)・山村氏(200石)・三尾惣五郎(86石)の給知と蔵入地(214石、三尾氏の給知の一部が上り知になったもの)からなるが、実際の耕作地の石高は「川欠定引」の高を差し引いたものである(第4表の知行高)。この人別帳には、村の75軒の百姓について、五人組毎に次の例の様に記載されている。

山村甚兵衛様百姓 字上平住居自分地持家  
一 持高三拾六石六斗九升六合 農業渡世 政右衛門 年五拾  
遠山安芸守様御知行所恵那郡明知村治右衛門娘  
文化十三亥年二月縁組仕候 女房 年四拾五  
メ家内八人

百姓の五人組をアルファベットで示し、所属する地頭または蔵入と持高で分けたのが第4

表である。百姓の所属は五人組（地縁的な隣組）とは無関係に無高百姓も含めて決定されている。知行高と百姓の持高を考慮したうえで、おそらく「くじ」で決めたのであろう。蔵入百姓から村庄屋が決められる外に、給人ごとに組庄屋が置かれて、給知の事務を執った。例に挙げた政右衛門は「山村甚兵衛様百姓」組の組庄屋である。

第4表 地頭組別・持高別戸数および五人組  
(恵那郡正家村、弘化2年)

地頭組	山村甚兵衛	千村平右衛門	三尾惣五郎	蔵入	計
知行高	121石	266石	61石	150石	598石
無高	B. K. L. L. N.	G. G. H. J. J. K. M. O. O.	D. E. L. L. O.	B. B. C. F. G. G. I. I. O.	28戸
2石未満		B. D.	H.		3
2石以上	E. M.	C. F. K.	A.	A. E. L.	9
4石以上		C. D. G. I. J. J.	A. E. E. F. F.	H.	11
6石以上	B. N.	D. N.		F. H.	6
8石以上		C. O.	K. M.	D.	5
10石以上	M.	C. N.	E. K.	I.	6
15石以上	J. N.		A.		3
20石以上		M.			1
25石以上	A.	I. H.			3
戸数計	13戸	29戸	16戸	17戸	75戸
持高計	103石	181石	81石	52石	416石
平均持高	7.9石	6.2石	5.0石	3.0石	5.5石

資料：「弘化2年・恵那郡正家村人別改帳」『岐阜県史・史料編・近世4』p. 355-61.

注：知行高は『濃州徇行記』による元高。同じアルファベットが同じ五人組を示す。

千村氏も江戸に屋敷があった。それは芝将監橋の南（現・港区芝2丁目）にあり（文献(15)202）、西隣が山村氏の屋敷である（文献(19)72）。名古屋では「片端武平町西南角」に屋敷があった（文献(15)202）。在所は久々利である。寛政年間の濃州徇行記には、久々利の「千村氏屋敷は高札場を東へ行く処にあり。郭外壕あり城郭の如し。家中屋敷は十一戸ほど門前にあり。庄屋は山村氏、千村氏両知行にて二人あり。是は久々利七郷の総庄屋をつとめ下用割は七郷の高割」にした（文献(1)34）。

千村氏の文久元年「家中分限帳」(文献(8-2)344-51)によると、家臣は4人の家老から33人の足軽・中間まで100人であったが、知行取はなく、すべて現米や役料金が給与されている。

明治維新の時、久々利の「千村平右衛門旧家士の内、三代以上の者四十人家禄現米拾貳石乃至三石八斗を給せられ、二代已下の者六十二人民籍に編入、其内各金七拾五兩乃至貳拾五兩一時金給与せられたる者四十六人」であった（文献(4)103）。また、千村氏の家士「三代以上勤仕の者を士族に列し、其以下の者は平民に編入せり。且つ山村甚兵衛の采地

出張詰たりし士族を合して久々利士族と云。…戸数三十二、人口三百六十八、内他に寄留する者十二戸、本村居住する者二十戸。官吏となり学校教員となり神官となり或は新聞記者となり其他農に商に各自職業に従事し、目下生計に苦まざるものの如し、…貧困に迫りたる者僅に二三に過ぎないという（文献(4)135）。

ところで、木曾衆の知行地の内、山村氏と千村氏の知行所野山だけに「御朱印を以て拝領」という断り書きがある理由について、所三男は次の3点を挙げる（文献(17)12）。

- (1) 上述の様に、木曾衆の中の久々利九人衆が寛文年間に在所の久々利を離脱して、名古屋に転居して、名実ともに尾張家臣に服属したために、それぞれの知行山付き采地は公収されて、蔵入地になったこと
- (2) 山村氏は5700石、千村氏は4400石の共に大身であったのに対し、他はいずれも800石以下の小給人であったから、両氏は知行・格式の上でも木曾衆の頭目としての処遇を受けるようになったこと
- (3) 元和の加封により木曾衆は挙げて尾張藩に転属したが、もともと家康譜代の臣であった山村・千村の両氏は、その旗本身分も離脱することがなく、二重封臣関係にあったために、この両氏を別格給人扱いしなくてはならなかったこと

木曾衆のなかでも、とりわけ山村氏と千村氏は特別な処遇であった。両氏は、その領知が幕府より下賜され、尾張藩主の領知封与に関する黒印状を、かつて受領したことがないといった特別な由緒を持っていたからである。明治元年（1868）の知行半減令は、それにも拘らず、藩士一般に適用されたので、彼等の不平を誘発した（文献(5)406）。すなわち、「出兵の費途莫大に及び其困難言ふべからず。其時に際し、明治元年藩士一般半知を命ずる旨尾州藩の令あり。抑千村、山村等の采地たる尾州藩の封土内にあらざる著明なり。然かも尾藩士一般処置此に至る。平右衛門主従の甘服せざる所以なり。將た其采地人民に於る年々の傭役並堤銀其他臨時用途金等頻々賦課せられ常に怨嗟の声歇まず。於是上下一致尾州藩に分離せんことを企望す」ということであった（文献(4)102）。山村・千村両氏は明治2年（1869）8月、尾張藩主の藩籍奉還とは別に朝廷に知行奉還願を提出し、受け入れられた。このことは、彼等の知行が將軍から与えられた、尾張藩領外のものであったことを意味する。林董一は、それには次の4つの根拠があるとする（文献(6)201）。

- (1) 幕府が尾張藩に賦課する公役から、両氏の知行地の石高が除外されていたこと
- (2) 両氏の知行地は、正保2年（1645）に尾張藩が行った概高の制度という税制改革の適用から除外されていたこと
- (3) 千村氏が知行所を引当に幕府から金子を借用した事実があること
- (4) 両氏の領知の法的根拠としては、家康の朱印状があるのみで、尾張藩主からの黒印状を受領したことがないことである。

最後の（4）が、他の旧幕臣の給知と違う給人領の特異性であり、山村・千村の両氏のほか、石河氏、毛利氏の特別扱いの根拠である。

## 5. 美濃領の給知一結びにかえて

本稿で扱った毛利・石河・山村・千村の4氏の知行地が明治維新まで継続したのに対して、他の給人領が美濃から消滅したのは、上記の理由の他に、4氏が大身であり、他が千石以下の知行であったからであろう。

尾張藩でも、地頭は一般に名古屋の城下住居を義務づけられていた。それゆえ、その給知管理の利便を与え、小禄者には、なるべく尾張部で給知を与え、美濃の領知は大身に割り当てるという方針があった（文献(21)17）。すなわち、延宝5年（1677）3月、「御知行

第5表 尾張藩美濃領の給知村の数  
寛政・文化・文政年間

郡名	尾張藩領	給知なし	給知あり	うち給人領の地頭および万石以上五家の給知村数
武儀	54	47	7	竹腰3
加茂	42	26	16	竹腰6
可児	50	26	24	木曾衆6
恵那	12	5	7	木曾衆7
土岐	14	—	14	木曾衆4
各務	5	5	—	
山県	4	2	2	石河2
羽栗	28	11	17	毛利4
中島	18	5	13	毛利3 成瀬3 石河3
本巢	5	3	2	石河1
安八	30	9	21	石河7 竹腰4 成瀬2
石津	9	6	3	石河2 竹腰1
不破	8	8	—	
多芸	11	6	5	竹腰4 成瀬1 石河1
大野	10	—	10	石河9
方県	7	3	4	石河3
厚見	10	6	4	石河2
池田	7	—	7	石河6
美濃計	324	168	156	注(1)
尾張計	1059	408	651	成瀬46 竹腰21 渡辺9 志水12
その他	61	38	23	渡辺20 石河2
合計	1444	614	830	注(2)

資料：『濃州徇行記』、林董一『尾張藩の給知制』

注：(1) 石河36 竹腰18 木曾衆17 毛利7 成瀬6

(2) 成瀬52 竹腰39 石河38 渡辺29 木曾衆17 志水12 毛利7

割被仰付候時、二三百石迄は濃州割合事無用に仕、自今、五百石より割込様御意候」。同年12月、「高知之者には濃州多、尾州にて少く相渡候様にと思召候、たとへば五村有之ば三ヶ村も濃州にて相渡可然候、千石以上は人遣等も自由、其以下小身成者は人遣不自由にて、知行所遠候ては迷惑可仕と被思召右之通被仰出候」(文献(16)296)。知行千石以上の大身には美濃で6割ほどを与えるのが原則であり、500石以下の者には美濃に知行地を与えなかったのである。

しかし、尾張藩の大身のなかで、尾張部に知行地がない4氏は特異であった(第5表)。

### 参考文献 (順不同)

- (1) 樋口好古編『濃州徇行記』平塚正雄編纂、一誠社(昭和12年)
- (2) 名古屋市編『名古屋市史・人物編・第一』川瀬書店(昭和9年)
- (3) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所(昭和25年)
- (4) 関口隆吉『関口議官巡察復命書』岐阜県立図書館編、岐阜県図書館協会(昭和43年)
- (5) 林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版(昭和50年)
- (6) 林董一「山村甚兵衛と千村平右衛門」法制史学会編『法制史研究・9』(昭和33年) 183-211.
- (7) 林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会(昭和37年)
- (8) 岐阜県編『岐阜県史・史料編・近世1~4』岐阜県(昭和41~48年)
- (9) 岐阜県編『岐阜県史・通史編・近世上』岐阜県(昭和56年)
- (10) 松平君山編「士林泝洄・1~4」『名古屋叢書続編・17~20』(昭和41~43年)
- (11) 阿部直輔編「尾藩世記・上」『名古屋叢書三編・2』(昭和62年)
- (12) 「編年大略」『名古屋叢書・4』(昭和37年)
- (13) 「武家命令究事」『名古屋叢書・2』(昭和35年)
- (14) 『新訂寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、
- (15) 「金鱗九十九之塵・上」『名古屋叢書・6』(昭和34年)
- (16) 「地方古義」『名古屋叢書続編・3』(昭和41年)
- (17) 所三男「木曾衆の知行山」『徳川林政史研究所研究紀要・昭和57年度』1-33.
- (18) 「尾藩地方根居」『近世地方経済史料・第8巻』吉川弘文館(昭和44年)
- (19) 『江戸切絵図集』(新訂・江戸名所図会・別巻1)ちくま学芸文庫(平成9年)
- (20) 『旧高旧領取調帳・中部編』近藤出版(昭和52年)
- (21) 林董一『尾張藩の給知制』一條社(昭和33年)